

# UBS新興国株式厳選投資ファンド

追加型投信/海外/株式

## 新興国株式 ~ 株価は魅力的な水準に



- 年初来、トルコリラ急落や貿易摩擦問題による投資家心理の悪化、米ドル高 進行などの要因により、新興国株式は軟調に推移。
- 新興国全般の経済のファンダメンタルズは引き続き健全な状態にあり、市場 の不透明感の解消に伴って反発が期待。
- 新興国の株価割安度、企業の成長性を鑑みると、新興国株式が調整する局面は、投資を始める好機の可能性。

### 1. 新興国株式市場 ~ 年初来、軟調に推移

- 新興国株式市場は、年初来10.1%下落し、先進国株 式市場を下回って推移しています。
- トルコリラ急落や米中貿易摩擦問題、ブラジルの政治 的不透明感、米ドル高に対する懸念などによる投資家 心理の悪化から、新興国株式市場が全般的に売られ る展開となりました。
- 対外債務と経常赤字の高いトルコやアルゼンチンなど、 個別要因により売られやすい国もありますが、新興国 全体としては経済は良好な状況にあり、この下落は、 新興国全体の経済危機によるものではないといえます。

### 2. 新興国株式市場 ~ 株価バリュエーションは魅力的

- 足元の株価下落を受けて、新興国の予想株価収益率 (PER)は10.0倍となっており、米国、日本、それらを含む先進国に比べて低い水準となっています。
- 過去15年のPERの推移を見ても、平均の約11倍を下回り、割安な水準にあるといえます。
- 一方、新興国の一株あたり利益(EPS)成長率予想は、 企業業績が好調な米国を上回る水準にあり、引き続き 新興国企業の高い成長が見込まれます。
- 市場の不透明感が解消されれば、新興国株は見直し 買いにより反発する可能性があるといえます。

### ■一株あたり利益(EPS)成長率予想



### ■年初来の株価指数推移(2018年10月末)



### ■予想株価収益率(PER)



### ■新興国のPER推移(2003年10月~2018年10月)



(年/月

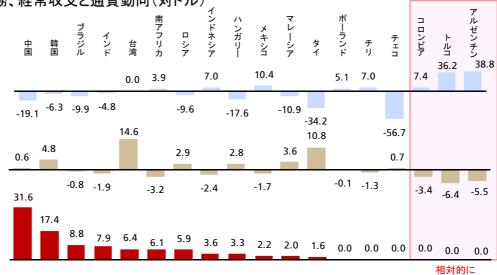
出所:トムソン・ロイター 使用指数は、MSCIの国別、地域別指数。指数の推移は税引前配当込み現地通貨ベースを使用。 上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

### 3.「UBS新興国株式厳選投資ファンド」 ~ ファンダメンタルズが良好な国を中心とした国別配分

当ファンドの運用においては、国の財務体質や政治情勢などをモニタリングし、下表の通り、財務体質が相対的に健全で経常収支が相対的に堅調な新興国を中心に投資を行っています。

■各国の対外純債務、経常収支と通貨動向(対ドル)





相対的に脆弱な国

### 4.「UBS新興国株式厳選投資ファンド」 ~ 今後の見通しと投資方針

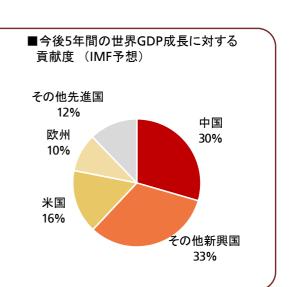
- 不安材料の多くは既に株価に織り込まれたと考えています。中長期的には、新興国の良好なファンダメンタルズなどが支えとなり、消費関連、インターネット・Eコマース関連、金融関連などを中心に魅力のある投資機会を見出しうる状況にあると考えています。
- 当ファンドでは、引続き、現在の新興国市場をけん 引している新しい成長分野におけるリーダー企業 に厳選投資をすることで、高い投資成果を追求し てまいります。

### ■設定来の基準価額の推移 (2018年1月16日(設定日)~2018年10月31日)



### 【トピック】中国について

- 中国株式市場は、米中貿易摩擦の影響等を受けて変動の 大きな展開が続いていますが、財政・金融政策を含めた 様々な景気対策が打ち出されていることから、中国の景気 が底割れする可能性は低く、中長期的には株価は経済の ファンダメンタルズを反映し、上昇基調に転じるものと考え ています。
- 今後5年の世界経済成長に対する貢献度は、新興国が6 割超、その内3割が中国と予想されており、中長期的には、 投資において新興国の活力を取り込むことが重要なポイントとなります。



### ファンドの特色

- 1. 新興国企業の株式を実質的な主要投資対象とします。
- 2. 長期的な成長見通しとの対比で見た投資魅力度と相対的に高いクオリティを兼ね備えた新興国企業に厳選投資を行います。
- 3. UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。
- ※資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら<u>運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。</u>したがって、<u>投資元本が保証されているものではな</u>く、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

- ■株式の価格変動リスク ■集中投資リスク ■解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク
- ■カントリー・リスク ■為替変動リスク
- ※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

### ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <u>3.24%(税抜3.00%)以内</u> で販売会社が定める率を乗じ
		て得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
		※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関す
		る事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

-1.0-								
時期	項目	費用						
保有時	運用管理費用	日々の純資産総額に <u>年率1.89% (税抜年率1.75%)</u> を乗じて得た額とします。						
	(信託報酬)	(運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率)						
		配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) 						
		販売会社 0.85% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド の管理および事務手続き等の対価						
		受託会社 0.05% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価						
		※ 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了						
		のときファンドから支払われます。						
		※ マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。						
	その他の費用・	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了						
	手数料	日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用						
		監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用						
		法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用 印刷費用等 (EDINET含む)等						
		実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用						
		売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料						
		保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用						
		※ 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。						

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、 表示することはできません。

#### お申込メモ

購入単位 販売会社が独自に定める単位とします。

購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)

換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金代金 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込締切時間 原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。

購入・換金不可日 ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、香港証券取引所もしくはスイス証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、

ニューヨークの銀行、香港の銀行もしくはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付けは

行いません。

信託期間 無期限(2018年1月16日設定)

繰上償還 信託契約締結日より1年経過後(2019年1月16日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることと

なったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、

ファンドが繰上償還となることがあります。

決算日 原則として、毎年11月25日とします。(休業日の場合は翌営業日)

収益分配 毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)

課税関係 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

### ファンドの関係法人

委託会社 UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

投資顧問会社 UBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)

UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

販売会社

加入協会

商号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	0	0	0	0
三菱UFJ信託銀行 株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	0		0	
UBS証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2633号	0	0	0	0

本資料は、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された販売用資料であり、法令に基づく開示資料ではありません。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込みをお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料で使用している指数等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

◎ UBS 2018. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標で、UBSは全ての権利を有します。